本号で公布された法令のあらまし

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇四号）（国土交通省）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年七月一五日とすることとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇五号）（国土交通省）

一　河川法施行令の一部改正関係

1　国土交通大臣による河川管理者の権限の代行（第一〇条の九関係）

㈠　国土交通大臣は、特定維持を行おうとするときは、あらかじめ、特定維持を行う河川の名称及び区間、特定維持の内容並びに特定維持の開始の日を公示しなければならないこととした。

㈡　国土交通大臣が特定維持を行う場合において、河川管理者に代わって行う権限の内容、その権限を行うことができる期間及び権限を行う場合の手続を定めることとした。

2　特定維持に要する費用の負担及び納付

㈠　国土交通大臣が特定維持を行う場合における都道府県等が負担すべき金額は、特定維持に要する費用の額に相当する額とすることとした。（第三七条の三関係）

㈡　国土交通大臣は、その行う特定維持に要する費用の負担に関し、その費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならないこととした。（第三八条関係）

二　建築基準法施行令の一部改正関係

地区計画の内容として定められた建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度に関し条例で定める制限の基準は、洪水、雨水出水、津波又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命、身体又は財産に著しい被害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、当該区域における被害を防止し、又は軽減する観点から見て合理的な数値とすることとした。（第一三六条の二の五第一項第八号関係）

三　都市計画法施行令の一部改正関係

1　立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設に、一団地の都市安全確保拠点施設を追加することとした。（第六条の二関係）

2　街区における防災上必要な機能を確保するための地区施設は、避難施設、避難路又は雨水貯留浸透施設のうち、都市計画施設に該当しないものとすることとした。（第七条の四関係）

四　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正関係

高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設は、次に掲げるものとすることとした。（第二条関係）

1　高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

2　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

3　病院、診療所又は助産所

五　施行期日

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月一五日）から施行することとした。

政　令

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百四号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年七月十五日とする。

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年七月十四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百五号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二第一項中「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める。

（河川法施行令の一部改正）

第二条　河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第五十一条の二第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織すること。

第二条の二の表第六十三条第三項の項中「の都府県」を「の都府県が」に、「都道府県（」を「都道府県が当該都道府県の区域（」に、「に係る部分を除く。）」を「の区域を除く。）について」に改める。